第６号様式

**身体障害者診断書・意見書（脳原性運動機能障害用）**

総括表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | | | 年　　月　　日生（　　　）歳 | | | | 男・女 | |
| 住　所　船橋市 | | | | | | | | |
| ① 障害名（部位を明記） | | | | | | | | |
| ② 原因となった疾病・外傷名 | | | | 交通　労災　その他の事故　戦傷　戦災  自然災害　疾病　先天性　その他（ 　　　）  ※上記のいずれかを必ず選択してください | | | | |
| ③ 疾病・外傷発生年月日　　　　　　年　　月　　日・場所 | | | | | | | | |
| ④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）  障害固定又は障害確定（推定）　　　年　　月　　日  ※診断日以前の日付をご記入ください | | | | | | | | |
| ⑤ 総合所見  〔将来再認定：　要 ・ 不要 〕　要の場合  **再**再認定の理由（重度化・軽度化）  再認定の時期（　　　年　　月）  ※診断日から１年以上５年以内の期間でご記入ください | | | | | | | | |
| ⑥ その他参考となる合併症状 | | | | | | | | |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。  　　　　年　　月　　日 | | | | | | | | |
|  | | 病院又は診療所の名称  所　 　 　在　　　 地  担当診療科名　　 　科　医師氏名 | | | | | | |
| 身体障害者福祉法第１５条第３項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕  　　　　　　等級表による個別等級 | | | | | | | | |
| 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  　　　　　　・該当する　（　　級相当）  　　　　　　・該当しない | | | | | 部位 | 等級 | |  |
| 上肢（両・右・左） |  | |
| 移動機能 |  | |
|  | | | | | | | | |
| 注 | １　障害名には、現在起こっている障害、例えば上下肢麻痺等を記入し、原因となった疾病には、脳性麻痺等原因となった疾患名を記入してください。  ２　「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。  ３　障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて問い合わせする場合があります。  身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する指定医師の診断を受けてください | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 脳原性運動機能障害用 |
| （該当するものを○で囲むこと）  １　上肢機能障害  ア　両上肢機能障害  <結びテスト結果>  １度目の１分間　　　　　　本  ２度目の１分間　　　　　　本  ３度目の１分間　　　　　　本  ４度目の１分間　　　　　　本  ５度目の１分間　　　　　　本  計　　　　　　　　　本  　　イ　一上肢機能障害  <５動作の能力テスト結果>  ａ　封筒をで切る時に固定する。　　（・可能　・不可能）  ｂ　財布から硬貨を出す。　　　　　　（・可能　・不可能）  ｃ　傘をさす。　　　　　　　　　　　（・可能　・不可能）  ｄ　健側のを切る。　　　　　　　　（・可能　・不可能）  ｅ　健側のそで口のボタンを留める。　（・可能　・不可能）  　２　移動機能障害  <下肢・体幹機能評価結果>  　　ａ　つたい歩きをする。　　　　　　　 （・可能　・不可能）  　　ｂ　支持なしで立位を保持し、その後  　　　１０ｍ歩行する。　　　　　　　　　 （・可能　・不可能）  ｃ　から立ち上り、１０ｍ歩行し　 （・可能　・不可能）  　再びに座る　。　　　　　　　　 　　　　　　　　秒  ｄ　５０ｃｍ幅の範囲内を直線歩行する。（・可能　・不可能）  ｅ　足を開き、しゃがみこんで再び立ち上がる  （・可能　・不可能）  注　この様式は、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に用いる。 |

|  |
| --- |
| 3345備考  　上肢機能テストの具体的方法  　ア　結びテスト  　　事務用とじ（概ね４３ｃｍ規格のもの）を使用する。  ①　とじを机の上、被験者前方に図のように  置き並べる。  ②　被験者は手前のから順にの両端をつまんで、  軽くひと結びする。  注　○　上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。  　　○　手を机上に浮かして結ぶこと。  ③　結び目の位置は問わない。  ④　が落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。  ⑤　は検査担当者が随時補充する。  ⑥　連続して５分間行つても、休み時間を置いて５回行つてもよい。  イ　５動作の能力テスト  ａ　封筒をで切る時に固定する  　　患手で封筒をテーブルの上に固定し、健手で鋏を用い封筒を切る。  　患手を健手で持って封筒の上にのせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端  から出してもよい。はどのようなものを用いてもよい。  ｂ　財布から硬貨を出す  　　財布を患手で持ち、空中に支え（テーブル面上ではなく）、健手で硬貨を出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。  ｃ　傘をさす  　　開いている傘を空中で支え、１０秒間以上まつすぐ支えている。立位では  なく座位のままでよい。肩に担いではいけない。  ｄ　健側のを切る  　　大きめの切り（約１０ｃｍ）で特別の細工のないものを患手で持つて行う。  ｅ　健側のそで口のボタンを留める  　のりの効いていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタ  ンをかける。女性の被験者の場合も男性用のワイシャツを用いる。 |
|  |